

令和 7 年 9 月 1 日

## 【機能強化型在宅療養支援診療所】認可のお知らせ

当院では令和 2 年 10 月より地域の在宅医療を支える在宅療養支援診療所として 24 時間 365 日の訪問診療体制を整えて診療にあたっております。

この度、令和 7 年 9 月から厚生労働省より「機能強化型(連携型)在宅療養支援診療所」として認可されましたのでお知らせ申し上げます。

それに伴い、令和 7 年 9 月 1 日より診療報酬が一部変更となります。

ご不明な点がございましたら、当クリニックまでご連絡ください。

これからも地域の皆様が安心してご自宅等で過ごせるよう、訪問診療体制をより充実させていくことを目指し、診療に邁進してまいります。

今後とも、スタッフ一同何卒よろしくお願いいたします。

- ・「機能強化型(連携型)在宅療養支援診療所」とは  
複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関が往診や在宅における医学管理を行った場合に評価を行う。

(主な施設基準)

- ・在宅医療を担当する常勤の医師が連携内で 3 名以上
- ・過去 1 年間の緊急往診の実績を連携内で 10 件以上有する  
(各医療機関で 4 件以上)
- ・過去 1 年間の在宅における看取り実績を連携内で 4 件以上有する  
(各医療機関で 2 件以上)

医療法人秀陽会  
訪問診療クリニック麒麟  
理事長 林 昭秀